

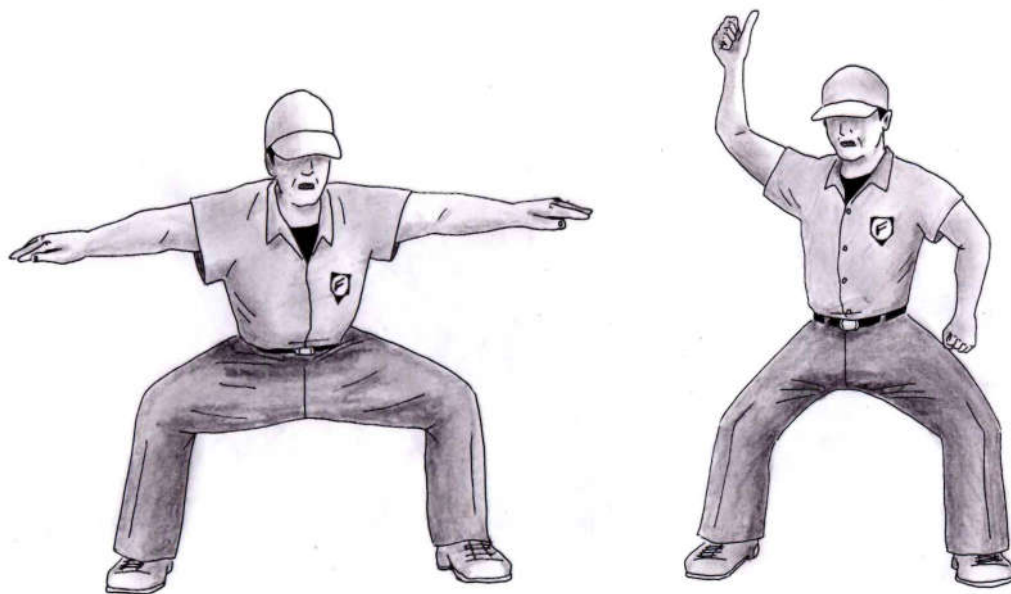
都道府県高等学校野球連盟の皆さまへ

2024年度 高校野球

審判員傷害保険

【大会役員、モデルチームの高校生を含みます。】

(行事参加者の傷害危険補償特約・熱中症危険補償特約セット普通傷害保険)



この保険は、公益財団法人日本高等学校野球連盟、都道府県高等学校野球連盟等が主催する公式試合、審判講習会等に参加する審判員・その他スタッフ(高校生含む)用の保険です。

◆公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する行事などの参加中および集合・解散場所と参加者の自宅との往復途上におけるケガが補償対象となります。

(往復途上傷害危険補償特約がセットされています。)

◆熱中症により、身体に障害を被った際も補償の対象となります。

(熱中症危険補償特約がセットされています。)

保険期間：2024年3月1日午前0時～2024年12月31日午後12時

申込締切日：2024年2月16日(金)

払込期日：2024年2月23日(金)

集金方法：公益財団法人日本高等学校野球連盟にお振込み願います。

振込先：三菱UFJ銀行 中之島支店 普通 4718028

公益財団法人日本高等学校野球連盟 保険係

保険契約者：公益財団法人日本高等学校野球連盟

① 審判員傷害保険について ②

審判員については「日本高等学校野球連盟が主催」または「各都道府県野球連盟が主催し日本高等学校野球連盟が公認」する公式戦・審判講習会において、審判活動中および審判活動日におけるご自宅からの往復途上*、大会役員については、公式戦・審判講習会において、大会運営中および主催活動中におけるご自宅からの往復途上*、高校生については審判講習会においてモデルチームとして出場した試合中およびご自宅からの往復途上*でのケガを補償します。

また、日射・熱射によって身体に障害を被った際(熱中症)の障害を補償します。

* 通常の経路をはずれ、廻り道された場合などは対象外です。

加入対象者

日本高等学校野球連盟所属の各都道府県野球連盟

この保険は、日本高等学校野球連盟が保険契約者となり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者である日本高等学校野球連盟が有します。

被保険者の範囲

2024年度審判員として、各都道府県高等学校野球連盟から委嘱を受けた方、大会役員として各都道府県高等学校野球連盟から運営・実行委員として認められている方、およびモデルチームとして参加する高校生で、備え付け名簿に記載された方

対象となる行事

2024年3月1日午前0時から2024年12月31日午後12時までに開催される次の公式戦・審判講習会が対象となります。なお、練習試合は対象となりませんのでご注意ください。

- ① 春季都道府県大会
- ② 全国高等学校野球選手権地方大会
- ③ 秋季都道府県大会
- ④ 招待試合など

ただし、事前に参加依頼書兼通知書(以下「参加依頼書」といいます。)にてご通知願います。

- ⑤ 審判講習会(モデルチーム高校生を含みます。)

なお、各地方大会および審判講習会につきましては、その年度の各主管都道府県連盟にてお申込み願います。(添付参加依頼書をご利用ください。)

※合宿など宿泊を前提とする行事は対象となりません。

🏆 補償内容 🏆

万が一の場合（死亡保険金・後遺障害保険金）

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり後遺障害が生じた場合にお支払いします（死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。）。

通院補償（通院保険金） 通院1日目から補償

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。（90日限度）
ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

入院補償（入院保険金） 入院1日目から補償

事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。

手術保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。
ただし、1事故につき1回の手術にかぎりませす。

◇保険料について◇

(1) 暫定保険料計算

【審判員暫定数】

まず、春・夏・秋の3大会、および招待試合などを合計して、年間の予定試合数を算出ください。
1試合につき審判員4人が参加し全員が1日2試合を担当するとして、予定試合数に4を乗じた審判員の延人数を2で除し、審判員暫定数を算出します。これに1人あたりの保険料を乗じた結果を暫定保険料とします。

$$[\text{暫定保険料}] = \frac{[\text{年間予定試合数} \times 4 \div 2]}{(\text{審判員暫定数})} \times [1 \text{人あたりの保険料}]$$

※1日あたり1試合しか受け持たない場合は、試合数×4人で計算願います。

【大会役員】

各主催行事での実働人数でお申込みください。延参加者人数となりますので、同じ大会役員が、5日間活動した場合は、期間中5人となります。

【審判講習会】

審判講習会での審判員およびモデルチーム高校生につきましては、実働人数でお申込みください。各行事ごとに名簿の備え付けが必要となります。

(2) 保険料のお支払いについて

暫定保険料を期日までにお振込みください。

(3) 確定保険料

年度終了後、当初の年間予定試合数および人数を実際の試合数および人数に基づき修正し確定保険料を算出して、暫定保険料との差額を返れいまたは追加請求します。

◇補償タイプ表◇

下記保険料は、1日あたり1名ごとの保険料となります。行事単位の保険料計算方法につきましては、前ページをご参照ください。

(保険料は、団体割引5%適用、往復途上傷害危険補償特約、熱中症危険補償特約セット)

(1)一般公式戦(審判員)、大会役員

補償タイプ		A	B	C
保険金額	死亡・後遺障害	5,000万円	5,000万円	3,000万円
	入院保険金日額	15,000円	10,000円	5,000円
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	10,000円	5,000円	3,000円
一時払保険料		222円	197円	116円

(2)審判員講習会

補償タイプ		D	E	F
保険金額	死亡・後遺障害	5,000万円	5,000万円	3,000万円
	入院保険金日額	15,000円	10,000円	5,000円
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	10,000円	5,000円	3,000円
一時払保険料		1,085円	968円	569円

(3)モデルチームの高校生

補償タイプ		G	H	I
保険金額	死亡・後遺障害	2,000万円	2,000万円	1,000万円
	入院保険金日額	10,000円	5,000円	5,000円
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	5,000円	3,000円	3,000円
一時払保険料		494円	411円	253円



加入手続方法



1、「加入依頼書」にご記入・ご捺印のうえ、必要書類をご返送ください。

- ① 補償タイプをご選択ください。
- ② 「加入依頼書」に予定試合数・参加予定延人数を記入のうえ、ご捺印ください。
- ③ 下記書類を、朝日新聞総合サービス株式会社までご返送ください。
 - ・加入依頼書(兼)通知書
 - ・実施予定表(3月～12月分)

2、保険料をお振込みください。

- ① 加入依頼書に基づき、暫定保険料の請求書を送付します。
- ② 払込期日までに、保険料をお振込みください。

<振込先>

三菱UFJ銀行 中之島支店 普通 4718028
公益財団法人 日本高等学校野球連盟 保険係

3、「加入依頼書」「実施予定表」コピー、保険料お振込み控をお手元に保管ください。

保険証券は、契約者の「公益財団法人 日本高等学校野球連盟」へ送付されるため、貴連盟には何も届きませんので、ご了承ください。

4、加入後のお手続き

- ① 各行事の開催前に参加する審判員および大会役員およびモデルチームの高校生を必ず確定させ、名簿を備え付けてください。
- ② 各行事の開催日・場所を管理するための活動計画表および活動状況日誌などを作成し、保管してください。
- ③ 毎月の行事開催実績を、翌月5日までに所定の通知書にて報告ください。

◇申込締切後に中途加入を希望される場合◇

補償タイプを決めていただき、予定試合数・参加予定延人数をご確認のうえ、下記までご連絡ください。

朝日新聞総合サービス株式会社 大阪保険事業部

TEL:06-6231-4546 FAX:06-6231-9531

Ⓢ 事故が発生した場合のお手続き Ⓢ

必要事項をご確認のうえ、事故報告書にもれなくご記入いただき、下記までFAXをお願いします。

営業時間：平日（土日祝日・年末年始を除く） 10:00～18:00 【FAXは24時間受信可能】

FAX番号

06-6231-9531

損害保険ジャパン株式会社 取扱代理店

朝日新聞総合サービス株式会社 大阪保険事業部

※万一事故が発生した場合、ただちにご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

※受傷された審判員・役員・モデルチーム高校生には、必ず病院・整形外科等を受診していただくようご案内ください。
(接骨院や整骨院での柔道整復師の施術は、保険金支払いの対象外となる場合がございます。)

FAX送信後は・・・

- ① 『傷害事故発生報告書兼事故証明書』を送付ください。

ご捺印のうえ、朝日新聞総合サービス株式会社まで送付ください。お手元に「傷害事故発生報告書」「傷害事故証明書」がある場合は、そちらをご使用いただくことも可能です。

〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 NFT17階
朝日新聞総合サービス株式会社 大阪保険事業部 宛

- ② 審判員・大会役員・モデルチーム高校生の名簿をご準備ください。

- ③ 『保険金請求書類』を受傷者の方へ直送します。

取扱代理店の朝日新聞総合サービス株式会社より送付しますので、受傷者の方へその旨お伝えください。

引受保険会社が異なるため【審判員傷害保険】と【施設賠償責任保険】【レジャー・サービス施設費用保険】は事故報告書・保険金請求書類が異なります。そのため、【審判員傷害保険】では貴連盟宛に『保険金請求書』は送付しませんので、ご承知置きください。



記入例



ご加入者 実施予定表 記入例

高等学校野球連盟

◆ 5月分実施予定表

イベント名称	開催 予定日	備考 (予備日等)	試合数	①審判員 暫定 (大会役員・モデルチーム 高校生を含みます。)	ご加入 タイプ	②1人 あたり 保険料	暫定 保険料 ①×②
春季北地区高等 学校野球大会	5/ 3 ～ 5/13 11日間	予備日 5/19, 20	30	審判員 60 人	A	円	円
春季北地区高等 学校野球大会	5/ 3 ～ 5/13 11日間	予備日 5/19, 20		大会役員 33 人	C	円	円
2024年春季 県大会(軟式)	5/12 ～ 5/14 3日間	予備日 5/19	8	審判員 16 人	B	円	円
審判員講習会	5/27 ～ 5/27 1日間			審判員 35 人	F	円	円
審判員講習会	5/27 ～ 5/27 1日間			モデルチーム 高校生 100 人	H	円	円
	5/ ～ 5/ 日間					円	円

※ご記入上のご注意 (太枠内をご記入ください)

- ・開催予定日は必ず日付で特定して下さい。
- ・月をまたいだイベントの場合、予定表は月毎に分けて記載して下さい。

【暫定保険料の算出の仕方】

- ・審判員暫定数 = 試合数 × 4 ÷ 2

注意 1日当たり1試合しか受け持たない場合は、試合数 × 4名で計算願います。

例) 試合数の4の倍数になります。 2試合 → 8人、5試合 → 20人

- ・審判講習会での審判員・モデルチームの高校生の場合は、その実働数を記入ください。
- ・大会役員は、各イベントごとの実働数を記入ください。

- ・事前に変更のご通知がない限り、上記予定通りイベントが実施されたものとし、記載のないイベントについては、保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

事故報告書 記入例

事故受付FAX番号：06-6231-9531

2024年 7月 23日

朝日新聞総合サービス株式会社
損害保険ジャパン株式会社 御中

事故報告者： 朝日 花子

連絡先： 06-6231-4546

傷害事故発生報告書 兼 事故証明書

1. 事故発生日 2024年 7月 22日 午前・午後 10時 30分

2. 事故発生地 球場名 県立朝日野球グラウンド

住 所 大阪市北区中之島 2-3-18

3. 負傷者 カガナ ヲホ 太郎
氏名 損保 太郎

(審判員・
大会役員・
モデルチー
ム高校生)

〒550-8577

住 所 大阪市西区江戸堀 1-11-4

TEL 090-0000-0000

4. 大会名 第106回全国高等学校野球選手権〇〇大会

5. 事故内容 △△高校対◇◇高校3回表、一塁審判担当時に◇◇高校二塁手の選手
と激突し、左腕を骨折した。

6. 受傷部位 頭部・顔面部・上肢部・下肢部・軀体部・その他 ()

受傷形態 打撲・骨折・捻挫・キリキズ・スリキズ・その他 ()

上記の者が大会中に負傷したことを証明いたします。

〇 〇 県 高等学校野球連盟

会長 朝日 次郎

印

事故受付FAX番号：06-6231-9531

年 月 日

朝日新聞総合サービス株式会社

損害保険ジャパン株式会社 御中

事故報告者：_____

連絡先：_____

傷害事故発生報告書 兼 事故証明書

1. 事故発生日 _____年 _____月 _____日 午前・午後 _____時 _____分

2. 事故発生地 球場名 _____

住 所 _____

刀がナ

3. 負傷者 氏名 _____

(審判員・
大会役員・
モデルチー
ム高校生)

〒

住 所 _____

TEL _____

4. 大会名 _____

5. 事故内容 _____

6. 受傷部位 頭部・顔面部・上肢部・下肢部・躯体部・その他 (_____)

受傷形態 打撲・骨折・捻挫・キリキズ・スリキズ・その他 (_____)

上記の者が大会中に負傷したことを証明します。

_____ 高等学校野球連盟

会長 _____ (印)

🏆 事故支払事例 🏆

審判員事故支払事例 ※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

事故状況	傷病名	保険金	補償タイプ
ベースカバーへ走る際に肉離れ	左太もも肉離れ	12,000円	C
送球が後頭部に当たった	頭部打撲	30,000円	A
三塁審を務めた際に、三塁から二塁をカバーするために走り出し、負傷	左腓腹筋部断裂	42,000円	C
投球が人差し指に直撃	人差し指打撲	40,000円	A
上腕にボールが当たった	上肢部打撲	3,000円	C
球審が捕手とともにファウルフライを追いかけた際に肉離れ	右ふくらはぎ肉離れ	9,000円	C

🏆 Q&Aよくあるお問い合わせ 🏆

Q. 理事会の承認手続きや予算の関係で春季大会までには決められないが、途中から加入できないか？

A. 年度途中からでも加入できますが、その旨2月16日(金)までにお知らせください。中途加入の場合の保険開始日は、取扱代理店(朝日新聞総合サービス株式会社)までご確認ください。

Q. 審判員、大会役員およびモデルチームの高校生の名簿は必要か？

A. 加入時の提出は不要です。ただし各行事毎に名簿を作成し、備え付けておいてください。

Q. 審判員、大会役員およびモデルチームの高校生の委嘱は年度ごとでなく、大会ごとに行っているのですがその都度変動があるがどうすればいいのか？

A. この保険制度は包括契約方式であり、毎月の通知に基づき保険契約終了後に確定保険料との差額を精算する方式となっているので、年度途中の変動は差し支えありません。(ただし各行事までに名簿の訂正は必要です。)貴連盟が委嘱した審判員、大会役員およびモデルチームの高校生であらかじめ対象とした大会または試合であれば対象となります。

Q. 今年は春・秋地区大会の主管県で、平年と試合数が異なるがどうするか？

A. 毎年定期的に開催される行事と不定期な行事(地区大会など)に区分して加入してください。

Q. 予算の関係もあり審判員、大会役員およびモデルチームの高校生に保険料の一部負担を求めてよいのか？

A. この保険は賠償責任保険ではないので差し支えありませんが、主催者としての責任を果たすとの理由で連盟が負担されるケースが多いです。

Q. 加入依頼書に記入していないイベントを実施する場合はどうするか？

A. 事前に対処代理店(朝日新聞総合サービス株式会社)までご報告いただかないと、保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください(開催日の変更も同様です。)

Q. 毎月の活動報告はどのようにして行うのか？

A. 毎月の活動実績(活動日数・人数)を、その翌月5日までに加入依頼書を二重線で訂正していただき、郵送、またはFAXにて取扱代理店(朝日新聞総合サービス株式会社)までご報告願います。当初の予定通り実施された場合、ご報告は不要です。

Q. 確定保険料の精算はどのようにして行うのか？

A. シーズン終了後、各都道府県高等学校野球連盟から加入時にご提出いただいた資料と毎月ご報告いただきます加入依頼書に基づき確定保険料を算出し、返れいまたは追加請求をさせていただきます。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：公益財団法人日本高等学校野球連盟
- 保険期間：2024年3月1日午前0時から2024年12月31日午後12時となります。
- 申込締切日：2024年2月16日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：日本高等学校野球連盟所属の各都道府県野球連盟
- 被保険者：2024年度審判員として、各都道府県高等学校野球連盟から委嘱を受けた方、大会役員として各都道府県高等学校野球連盟から運営・実行委員として認められている方、およびモデルチームとして参加する高校生で、備え付け名簿に記載された方です。
- お支払方法：公益財団法人日本高等学校野球連盟にお振込みください。
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の朝日新聞総合サービス株式会社 大阪保険事業部までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- 中途加入：中途加入の場合はその都度 朝日新聞総合サービス株式会社 大阪保険事業部にお知らせください。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の朝日新聞総合サービス株式会社大阪保険事業部までお問い合わせください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

被保険者が、審判員については「日本高等学校野球連盟が主催」または「各都道府県野球連盟が主催し日本高等学校野球連盟が公認」する公式戦・審判講習会において、審判活動中および審判活動日におけるご自宅からの往復途上*、大会役員については、公式戦・審判講習会において、大会運営中および主催活動中におけるご自宅からの往復途上*、高校生については審判講習会においてモデルチームとして出場した試合中およびご自宅からの往復途上*で、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

* 通常の経路をはずれ、廻り道された場合などは対象外です。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。) ^{など} の間の事故 (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(事故の発生の日から180日以内)}$	
	手術保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)} \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)} \end{aligned}$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。	
	通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
^(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 ★他の保険契約等^(※)の加入状況 ★被保険者の人数
^(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 被保険者の人数が変更となる場合
 - ・被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - ・ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合はご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 <被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 <他の身体障害または疾病の影響>
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類		必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
 (注1) 事故の内容またはケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

ご加入に際して、特にご注意ください（注意喚起情報のご説明）（続き）

- 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうち、いまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

（1）保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

（2）保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^{（注）}までが補償されます。

（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

もう一度
ご確認ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

朝日新聞総合サービス株式会社

大阪保険事業部

〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 NFT17階

TEL.06-6231-4546 FAX.06-6231-9531

営業時間: 平日(土日祝日・年末年始を除く)10:00~18:00

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

大阪企業営業第一部第三課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4

損保ジャパン肥後橋ビル 16階

TEL.06-6449-1635 FAX.06-7660-5149

営業時間: 平日(土日祝日・年末年始を除く)9:00~17:00